

埼玉県熊谷県土整備事務所業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県熊谷県土整備事務所が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という）並びに建設工事等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という）に係る業者の適正な選定等を図るため、県土整備部建設工事請負等業者選定委員会設置要綱第9条に基づき、埼玉県熊谷県土整備事務所に埼玉県熊谷県土整備事務所業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関する事
- (3) 随意契約の見積依頼業者の選定に関する事
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	所長
副委員長	副所長(事)(兼)総務管理部長・副所長(技)(兼)河川砂防部長
委員	施工監理主幹・用地部長・道路施設部長・道路環境部長・道路相談担当部長

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申)

第6条 第2条各号に規定する事項の内申は、その建設工事等又は業務委託等を所管する部長は次の各号の中からその内申に必要な資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料（内申書）

- (2) 指名する業者（案）
- (3) 一般競争入札の公告文（案）
- (4) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (5) 所長は内申を行う部長が必要と認めた資料
- (6) その他必要な資料

- 2 前項各号の資料は、機密扱いとし、所長に提出するものとする。
- 3 所長は、受領した第1項各号の資料を委員会の審査に付するものとする。

（決定）

第7条 第2条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、所長が決定する。

（秘密の保持）

第8条 委員は、委員会の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（議事録等）

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめるものとする。

- 2 前項の議事録のうち建設工事等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後、埼玉県熊谷県土整備事務所において自由に閲覧できるようにするものとする。
- 3 第1項の議事録のうち業務委託等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、埼玉県熊谷県土整備事務所において情報提供を行うものとする。
- 4 第2項の閲覧を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 5 第3項の情報提供を行う期限は、契約を締結した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 6 第6条第1項各号の資料は、前2項の期間は保存しなければならない。
- 7 第6条第1項各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は、不開示情報のため機密扱いとする。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定及び入札参加条件を審査する場合に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

埼玉県熊谷県土整備事務所業者選定委員会事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、埼玉県熊谷県土整備事務所業者選定委員会設置要綱に基づき、埼玉県熊谷県土整備事務所業者選定委員会（以下「委員会」という。）の事務を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定める。

(指名業者の選定における留意事項)

第2 建設工事の請負に係る指名業者の選定に当たっては、「埼玉県建設工事指名業者選定要領」のほか、次の各号によるものとする。

- (1) 県内に本店を有する者を優先するものとする。
- (2) 県内に本店を有しない者のうちから指名業者を選定するときは、当該工事における特別の技術の必要性等並びに当該指名業者の県内の営業所の有無、県税の納入実績及び県行政への協力等に留意するものとする。
- (3) 指名業者の選定に当たっては、当該建設工事請負等の執行計画、他の建設工事請負等との関連性及び施行上の経済性並びに内申書に添付された理由に留意するものとする。

2 建設工事に係る調査、設計、測量の業務委託並びに工事用原材料の購入に係る指名業者及び見積依頼業者の選定に当たっては、次の各号によるものとする。

- (1) 県内に本店を有するものを優先するものとする。この場合においては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 地理的条件
 - イ 技術的条件
 - ウ 手持業務の量
 - エ 信用度
- (2) 前項第2号及び第3号の規定は、建設工事に係る調査、設計、測量の業務委託並びに工事用原材料の購入に係る指名業者及び見積依頼業者の選定に当たり、これを準用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要領の規定は、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定及び入札

参加条件を審査する場合に適用する。